

Dyclub 会員規約

第1条 (名称及び所在地)

当ジムは、Dyclub (以下、「当ジム」といいます) と称し、所在地は東京都町田市山崎町2-200山崎団地3-17-110「山崎団地名店街内」とします

第2条 (運営)

当ジムの運営管理は佐々木 大蔵の責任において行います。当ジムの利用等、運営管理に関する規則を定め、かつこれを必要に応じて変更することができます

第3条 (入会資格)

当ジムに入会できる方は当ジムの利用規定、その他の規則を承諾した次の方 (以下、「会員」といいます) とします

会員は、会員資格を他に譲渡する事 (相続も含む) はできません

健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方

暴力団関係者でない方

未成年者の場合、入会に際し保護者の同意を所定の書類にて得た方 (保護者は規定に基づく責任を本人と連帯して負うものとします)

第4条 (入会手続・入会金)

当ジムに入会する方は所定の入会手続 (入会申込書に変更があった場合には速やかに所定の書面で届け出るものとします) を行い、当ジムの承諾を得た上、定める会費および入会金をお支払いいただきます (当該入会金は入会契約締結および履行の為の必要費用であり、一旦納入した入会金は返還できないものとします)

会費等の種類、金額、支払期限および支払方法等は当ジムが定めるものとします (月会費は、会員が当ジムの会員資格を有する限り、現実に当ジムを利用しない場合も支払い義務が発生します)

第5条 (休会・退会)

休会:会員は、当ジムに所定の休会届を提出することにより、休会希望月の翌月から休会する事ができます (休会会員は当ジムの定める会費をお支払いいただきます)

退会:会員は、当ジムに所定の退会届を提出することにより、退会希望月の月末日で退会する事ができます

(上記にて、提出期限を過ぎた場合は当ジムの事務手続き上、翌月末日扱いになります)

※尚、電話等口頭での休会・退会は受け付けません

第6条 (休業)

当ジムは、原則として定休日および季節休業の他、当ジムの補修、会場設備、イベント、その他、本ジムの都合により休業する事があります

尚、休業に関してのお知らせは原則として一週間前までに告知致します (但し、施設安全管理の面から緊急工事や緊急事態が発生した場合には、あらかじめ提示する事なく休業する事ができるものとします)

第7条（会員資格停止および除名）

当ジムは、会員が次の事由に該当すると判断した場合は、会員資格の一時停止および除名をすることができるものとします（下記の理由により除名されたとき、会員は損害賠償請求を行うことはできないものとします）

- ・当ジムの定める会費・諸費用につき、三か月以上滞納したとき（除名の場合も除名以前の会費・諸費用はすべて納入しなければなりません）
- ・当ジムが定める規則に違反したとき
- ・他の会員との円滑なジムライフに支障をきたすと判断したとき

第8条（当ジムの廃止・利用制限等）

当ジムの営業が著しく困難になった場合、当ジムを閉鎖すると同時に全ての会員との契約を解除する事ができ、予定されている場合には、一か月前までに会員に対してその旨を告知します（会員はその他名目の如何を問わず、損害賠償責任等の異議を申し立てすることができません）

第9条（会員の利用規定）

当ジムは、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調し合うものとし、会員が当ジムの利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、当ジムの責めに帰すべき事由がない限り、一切の賠償責任は負いません（会員同士の当ジム内外でのトラブルについても同様とします）

第10条（規約等の改定）

本規約の改定および変更が行われたときは、その効力は当該改定および変更時に在籍する全ての会員におよぶものとし、本規約の改定および変更を行うときは改定日の一か月前までにその内容を当ジム施設内にて掲示するものとします

第11条（スポーツ保険）

スポーツ保険に加入必須となります（当ジムが定める料金をお支払い頂きます）

第12条（個人情報の取り扱い）

当ジムは、会員から取得した個人情報を別途定める「プライバシー」に基づき、適切に取り扱うものとします

第13条(細則)

本規定に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は当ジムが定めるものとします

第14条（附則）

本規約は2019年8月1日より施行します

※以上の規約を理解し合意のもと、入会し当ジムの会員になる事を承諾し、別紙（「Dyclub」入会申込書）署名欄に署名いたします

